

給与支払報告書の提出について

※本パンフレットは岐阜北・南税務署管内 9 市町共同で作成しております。

○提出の対象となる人

令和 7 年 1 月～令和 7 年 1 2 月中に俸給・賃金・賞与やその他これらの性質を有する給与を支払った人です。

○提出期限

令和 8 年 2 月 2 日（月）です。期限は厳守してください。

※ 期限間近になりますと窓口が大変混雑します。1 月中旬までに提出いただくようご協力をお願いします。郵送での提出も可能です。

○提出先

受給者の令和 8 年 1 月 1 日現在の住所地の市町村です。

○提出範囲

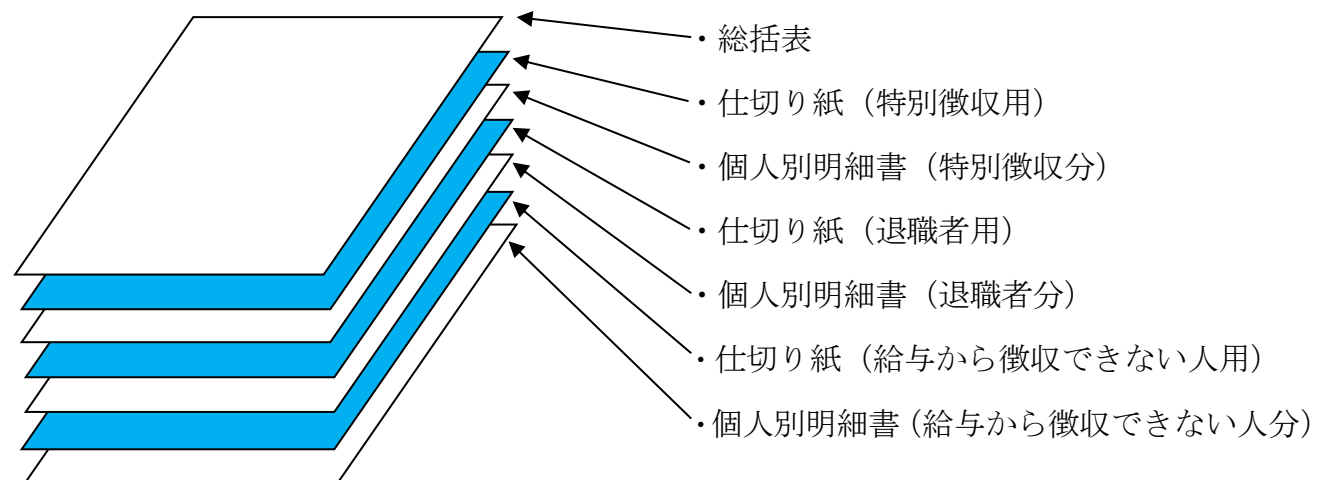
「給与支払報告書」は支払金額の多少にかかわらず、すべての受給者について関係市町村へ提出してください。

1 枚目が市町村提出用になります。2 枚目は税務署へ提出する源泉徴収票であり、3 枚目が本人交付用の源泉徴収票となっています。

○特別徴収できない方がいる場合

仕切り紙を使い、該当者がわかるように綴ってください。

※ 給与支払報告書は、下の図のような順番で綴ってください。



岐阜県と県内全市町村は、特別徴収の実施を徹底しています。

給与所得者にかかる個人住民税については、特別な事情がない限り、所得税の源泉徴収と同じように「特別徴収（給与支払者が給与天引きする）」の方法によって徴収するものと定められています。（地方税法第 321 条の 3、第 321 条の 4）特別徴収の対象となる方はパートやアルバイト、法人役員等、すべての従業員です。事業者や従業員の意思により普通徴収を選択することはできません。

まだ特別徴収を行っていない事業主は、制度をご理解の上、ご協力をよろしくお願いいたします。

eLTAX(エルタックス)をご利用ください

岐阜県内各市町村では地方税の総合窓口 eLTAX を導入しており、これにより、給与支払報告書の提出手続き等を、インターネットを利用して電子的に行うことができます。

なお、eLTAX のサービスは無料でご利用いただけます。

【利用手続き及びお問い合わせ先】

eLTAX の利用手続きについては、eLTAX ホームページをご確認いただき、不明点は、eLTAX ヘルプデスクにお問い合わせください。

eLTAX ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/>

給与支払報告書の提出先・お問い合わせ先

- | |
|---|
| ・岐南町役場 税務課 ☎058-247-1397(直通)
〒501-6197 岐阜県羽島郡岐南町八剣 7 丁目 107 番地 |
| ・岐阜市役所 市民税課 ☎058-214-2063(直通)
〒500-8701 岐阜県岐阜市司町 40 番地 1 |
| ・羽島市役所 税務課 市民税係 ☎058-392-1111(内線 2237)
〒501-6292 岐阜県羽島市竹鼻町 55 番地 |
| ・各務原市役所 市民税課 市民税第二係 ☎058-383-7309(直通)
〒504-8555 岐阜県各務原市那加桜町 1 丁目 69 番地 |
| ・山県市役所 税務課 市民税係 ☎0581-22-6822(直通)
〒501-2192 岐阜県山県市高木 1000 番地 1 |
| ・瑞穂市役所 税務課 ☎058-327-4112(直通)
〒501-0293 岐阜県瑞穂市別府 1288 番地 |
| ・本巣市役所 税務課 ☎058-323-8133(直通)
〒501-0491 岐阜県本巣市早野 255 番地 |
| ・笠松町役場 税務課 ☎058-388-1112(直通)
〒501-6181 岐阜県羽島郡笠松町司町 1 番地 |
| ・北方町役場 税務課 ☎058-323-1116(直通)
〒501-0492 岐阜県本巣郡北方町長谷川 1 丁目 1 番地 |